

# 石川県公報

令和4年1月14日

第13473号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1
○地域森林計画の公表 (森林管理課)	1
○地域森林計画の変更の公表 (同)	1
○保安林の指定の解除 (同)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (同)	2
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	5
○県道の区域の変更 (同)	5
○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	6
○都市計画の変更 (都市計画課)	6
公 告	
○県有財産貸付入札公告 (管財課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	10
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	12
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	12
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	14
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	15
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	15
○公共測量終了公告 (監理課)	15
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	16
選挙管理委員会	
○石川県選挙管理委員会告示第102号から第105号までの 公布公告	16
監査委員	
○定期監査結果公表	17
○財政的援助団体等監査結果公表	18
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	18
正 誤	
○令和4.1.4第13470号中	20

## 告 示

### 石川県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1771400866	医療法人社団瑞穂会	みずほガーデン訪問介護事業所 河北郡津幡町字湯端344番地1	令和4年 1月1日	訪問介護
1771400866	医療法人社団瑞穂会	デイサービスセンターみずほガーデン 河北郡津幡町字湯端344番地1	令和4年 1月1日	通所介護

### 石川県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、加賀森林計画区の地域森林計画を次のとおり樹立したので、公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、石川県農林水産部森林管理課のホームページに掲載する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、能登森林計画区の地域森林計画を次のとおり変更し

たので、公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、石川県農林水産部森林管理課のホームページに掲載する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
金沢市小池町九字65の1、65の2、66、74から78まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 石川県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
かほく市八野外九字入会壱貳1の3

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
かほく市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

かほく市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

かほく市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第19号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年1月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	鳳珠郡穴水町字中居口69番1地先から 鳳珠郡穴水町字中居口59番1地先まで	旧	13.36 ~ 13.58 35.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.58 ~ 17.99 35.0	

**石川県告示第20号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年1月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢湯涌福光線	金沢市東兼六町19番地先から 金沢市東兼六町85番地先まで	旧	15.05～21.06	7.1	県央土木総合事務所 維持管理課
		新	15.05～17.07	7.1	
小松山中線	小松市井口町へ1番2地先から 小松市栗津町カ12番8地先まで	旧	7.1～37.2	303	南加賀土木総合事務所 維持管理課
		新	12.0～41.4	303	

### 石川県告示第21号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
一般県道	芝原石引町線	金沢市小立野二丁目642番1地先から 金沢市小立野二丁目1196番2地先まで	令和4年1月14日

### 石川県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画道路 3・4・21号西金沢駅通り線	金沢市西金沢1丁目並びに米泉町6丁目 及び7丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金 沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画道路 3・4・22号泉野々市線	金沢市押野1丁目及び2丁目、米泉町5 丁目、6丁目及び8丁目並びに西泉4丁 目及び5丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金 沢市都市整備局都市計画課

## 公 告

### 県有財産貸付入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産貸付

##### (2) 貸付けする施設及び貸付面積並びに販売品目

別表のとおり

##### (3) 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

##### (4) 入札方式

次のいずれかの入札方式により別表のとおり入札に付すものとする。

## ア 単独方式

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

## イ 一括方式

二以上の物件を一括して入札に付すもの

## ウ 一抜け方式

予め落札決定順位を定めた複数の案件の入札を一度に行い、落札決定順位上位の案件で落札者となった者がした落札決定順位下位の案件における入札を無効として、落札者を決定するもの。

ただし、落札決定順位上位の案件で落札者となった者のほかに入札がない場合及び予定価格以上の有効な入札がない場合は、有効とする。

## (5) 入札価格

入札価格は貸付期間中の貸付料の総額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、土地の貸付に係る落札価格については、入札書に記載された金額とする。

## (6) 入札及び開札日時

入札日時は別表のとおりとし、入札後、即時開札する。

## (7) 入札及び開札の場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階603会議室

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 指名停止措置を受けている者でないこと。

(5) 法人にあっては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては石川県内で事業を営んでいる者であること。

(6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理及び運営している実績を有している者であること。

## 3 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

## 4 入札参加申込の方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の申込期限までに、石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 申込期限

令和4年2月9日(水)午後5時(簡易書留の場合は、申込期限内必着とする。)

#### 5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 貸付料の納入

貸付料は落札価格とし、年度ごとに、石川県が発行する納入通知書により、年額を指定の期日までに納入する。ただし、年2回の分割納入をすることもできる。

(5) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(6) 問合せ先

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

#### 別表

入札 番号	入札日時	入札 方式	落札 決定 順位	物件 番号	施 設 名	設 置 場 所	所 在 地	財産 区分	貸付 面積	貸 付 期 間	販 売 品 目 (詳細)
1	令和4年 2月17日 (木) 午前10時	一括 方式		1	石川県立歴史博 物館	ほっとサロン前	金沢市出羽町3 番1号	建物	1.10㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (紙カップ)
				2	石川県立歴史博 物館	ほっとサロン前	金沢市出羽町3 番1号	建物	1.06㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	食品 (パン等)
2	令和4年 2月17日 (木) 午前10時 10分	一抜け (一括) 方式	1	3	石川県立音楽堂	交流ホール 地下1階給湯室	金沢市昭和町20 番1号	建物	1.40㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				4	石川県立音楽堂	コンサートホール 3階楽屋ロビー	金沢市昭和町20 番1号	建物	1.34㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	5	石川県立音楽堂	交流ホール 地下1階ロビー	金沢市昭和町20 番1号	建物	1.75㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				6	石川県立音楽堂	邦楽ホール 2階給湯室	金沢市昭和町20 番1号	建物	1.32㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
3	令和4年 2月17日 (木) 午前10時 30分	単独 方式		7	石川県立歴史博 物館	第2棟第3棟渡廊 下	金沢市出羽町3 番1号	建物	1.40㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式		8	石川県西部緑地 公園陸上競技場	メインスタンド1 階玄関ホール階段 横	金沢市袋島町南 136	建物	1.17㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
4	令和4年 2月17日 (木) 午前10時 50分	一抜け 方式		1	石川県女性セン ター	1階ホール前ホワ イエ	金沢市三社町1 番44号	建物	1.60㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				2	石川県女性セン ター	1階ホール前ホワ イエ	金沢市三社町1 番44号	建物	1.40㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				3	石川県女性セン ター	1階ホール前ホワ イエ	金沢市三社町1 番44号	建物	1.10㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)



			4	12	石川県女性センター	1階ホール前ホワイエ	金沢市三社町1番44号	建物	1.00㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
5	令和4年2月17日(木) 午前11時20分	単独方式		13	石川県南加賀保健福祉センター	1階待合ロビー	小松市園町ヌ48番地	建物	1.49㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				14	石川県社会福祉会館別館	1階廊下浴室前	金沢市八田町東1025番地	建物	1.15㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				15	石川県立総合看護専門学校	校舎1階ラウンジ	金沢市鞍月東2丁目1番地	建物	2.80㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				16	石川ハイテク交流センター	1階正面入口風除室	能美市旭台2丁目1番地	建物	1.75㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
6	令和4年2月17日(木) 午後1時30分	一抜け(一括)方式	1	17	石川県産業展示館	2号館西側駐車場	金沢市袋島町南120番地3	土地	1.42㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	18	石川県産業展示館	2号館北側屋外自動販売機コーナー	金沢市袋島町南120番地3	土地	1.14㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			3	19	石川県産業展示館	3号館北側ポンプ室横	金沢市袋島町南120番地3	土地	1.51㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			4	20	石川県産業展示館	2号館北側屋外自動販売機コーナー	金沢市袋島町南120番地3	土地	1.14㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			5	21	石川県産業展示館	1号館南側裏口外	金沢市袋島町南120番地3	土地	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
				22	石川県産業展示館	2号館北側屋外自動販売機コーナー	金沢市袋島町南120番地3	土地	0.96㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
7	令和4年2月17日(木) 午後2時	一抜け方式	1	23	石川県産業展示館	3号館正面入口風除室内	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	24	石川県産業展示館	2号館正面入口風除室内	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			3	25	石川県産業展示館	2号館正面入口風除室内	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
8	令和4年2月17日(木) 午後2時20分	一抜け方式	1	26	石川県産業展示館	3号館側面入口風除室内	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.24㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	27	石川県産業展示館	4号館後方ホール南面側	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.51㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			3	28	石川県産業展示館	4号館後方ホール北面側	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			4	29	石川県産業展示館	4号館後方ホール北面側	金沢市袋島町南120番地3	建物	1.33㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
9	令和4年2月17日(木) 午後2時50分	一抜け方式	1	30	石川県立小松産業技術専門学校	離転職者実習棟1階ラウンジ	小松市青路町130番地	建物	1.82㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	31	石川県立小松産業技術専門学校	在職者セミナー棟2階ラウンジ	小松市青路町130番地	建物	1.82㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
10	令和4年2月17日(木) 午後3時10分	一抜け方式	1	32	石川県立金沢産業技術専門学校	管理教室棟1階自動販売機コーナー	金沢市観音堂町チ9番地	建物	2.10㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
			2	33	石川県立金沢産業技術専門学校	管理教室棟1階自動販売機コーナー	金沢市観音堂町チ9番地	建物	2.10㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
11	令和4年2月17日(木) 午後3時30分	単独方式		34	石川県立七尾産業技術専門学校	実習棟1階渡廊下横	七尾市津向町へ部34番地	建物	2.10㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)
		単独方式		35	石川県立能登産業技術専門学校	1階渡廊下自動販売機コーナー	鳳珠郡能登町宇松波3字60番3	建物	2.10㎡	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボトル)

12	令和4年 2月17日 (木) 午後3時 50分	一抜け (一括) 方式	1	36	いしかわ動物園	レストラン1階休 憩コーナー	能美市徳山町 600番地	建物	1.50㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				37	いしかわ動物園	大型休憩所	能美市徳山町 600番地	建物	1.80㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				38	いしかわ動物園	大型休憩所	能美市徳山町 600番地	建物	1.80㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	39	いしかわ動物園	レストラン1階休 憩コーナー	能美市徳山町 600番地	建物	1.10㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
				40	いしかわ動物園	ゾウ舎前臨時売店 横	能美市徳山町 600番地	建物	1.80㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
13	令和4年 2月17日 (木) 午後4時 10分	一抜け 方式	1	41	いしかわ動物園	正面駐車場屋外ト イレ横	能美市徳山町 600番地	土地	2.60㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	42	いしかわ動物園	正面駐車場屋外ト イレ横	能美市徳山町 600番地	土地	2.60㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
14	令和4年 2月18日 (金) 午前10時	一抜け 方式	1	43	いしかわ動物園	エントランス広場 売店休憩コーナー	能美市徳山町 600番地	建物	1.90㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	44	いしかわ動物園	エントランス広場 売店休憩コーナー	能美市徳山町 600番地	建物	1.90㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			3	45	いしかわ動物園	エントランス広場 売店休憩コーナー	能美市徳山町 600番地	建物	1.90㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
15	令和4年 2月18日 (金) 午前10時 20分	一抜け 方式	1	46	石川県ふれあい 昆虫館	2階情報コーナー	白山市八幡町戊 3番地	建物	1.35㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	47	石川県ふれあい 昆虫館	1階休憩コーナー	白山市八幡町戊 3番地	建物	1.43㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
16	令和4年 2月18日 (金) 午前10時 40分	単独 方式		48	石川県南加賀土 木総合事務所大 聖寺土木事務所	1階玄関ホール	加賀市幸町2丁 目77	建物	1.30㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
17	令和4年 2月18日 (金) 午前10時 50分	一抜け 方式	1	49	直江庁舎	1階自動販売機 コーナー	金沢市直江南2 丁目1番	建物	1.44㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			2	50	直江庁舎	1階自動販売機 コーナー	金沢市直江南2 丁目1番	建物	1.44㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			3	51	直江庁舎	1階自動販売機 コーナー	金沢市直江南2 丁目1番	建物	1.44㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
18	令和4年 2月18日 (金) 午前11時 10分	単独 方式		52	直江庁舎	4階交流コーナー	金沢市直江南2 丁目1番	建物	1.44㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式		53	石川県埋蔵文化 財センター	1階ホール展示室 横	金沢市中戸町18 番地1	建物	1.76㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式		54	石川県立輪島漆 芸技術研修所	1階廊下第二収蔵 庫横	輪島市釜屋谷町 1字30番地	建物	1.61㎡	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ泉野出町店  
金沢市泉野出町4丁目1302番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年8月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,224平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 48台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。  
容量 6.4立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から翌午前0時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分まで  
一部午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 3箇所  
位置 縦覧による。
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
令和3年12月28日
- 8 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 9 届出等の縦覧期間  
令和4年1月14日から同年5月14日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和4年5月14日  
金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール白山  
白山市横江町土地区画整理事業施行地区内1街区
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオンリテール株式会社  
代表取締役社長 井出 武美  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
ほか200者  
(変更後) イオンリテール株式会社  
代表取締役社長 井出 武美  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
ほか203者
- 3 変更の年月日  
令和3年9月17日
- 4 変更する理由  
小売業者の新規出店による変更のため
- 5 届出年月日  
令和3年12月23日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和4年1月14日から同年5月14日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和4年5月14日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト金沢高柳店  
金沢市高柳町二字38番 外13筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設

公告日 令和3年8月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。
- ・その他、騒音に関する苦情が発生した場合、誠意をもって対応すること。

(2) その他の事項

- ・屋外照明設備を設置する場合は、屋外照明設備設置等実施計画書の提出が必要です。
- ・リサイクルの届出が必要です。
- ・上下水道等の引き込みにあたり行う市道舗装復旧の範囲については、別途協議を行ってください。
- ・市道を工事するときは、道路法第24条に基づく申請が必要です。(既存乗り入部を廃止する場合は現況復旧してください。)
- ・当該事業に係る工事車両の通行等により、道路に破損、汚損が生じた場合、現状復旧を命じることがあります。
- ・雨水排水計画について事前協議してください。
- ・隣接する法定外公共物の仕様の有無や境界について事前に協議してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月14日から同年2月14日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ鶴ヶ丘東店

河北郡内灘町鶴ヶ丘2丁目606 外2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和3年8月24日

3 市町の意見の概要

市町名 内灘町

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・施設から安全に出庫するために、道路反射鏡(2基)の設置を要望します。
- ・店舗所在地が面する県道松任宇ノ気線は、内灘町コミュニティバス(南郡ルート/1日9便)(ひがしルート/1日6便)の走行路であるとともに、当該地の向かい正面及び隣地に停留所を設置しているため、店舗出入日の交通誘導を適切に実施し、交通安全と交通渋滞の抑止に努めてください。

(2) その他の事項

- ・必要な事項については、関係機関と十分に協議を行い、法令等を遵守してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年1月14日から同年2月14日まで

---

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリハード&グリーン七尾店  
七尾市古府町ち36番 外22筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の位置、駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
公告日 令和3年8月10日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 七尾市  
意見の概要  
(1) 騒音の発生に係る事項  
苦情等が発生した場合は、今まで通り、誠意ある対応をお願いします。  
(2) 廃棄物に係る事項等  
引き続き、七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の遵守をお願いします。
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月14日から同年2月14日まで

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタームサシ金沢南店、手芸センター ドリーム野々市店  
野々市市新庄6丁目720 外29筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 廃棄物保管施設の位置  
公告日 令和3年8月24日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和4年1月14日から同年2月14日まで

#### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年1月17日から同年2月15日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
鴻ノ巣地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業 計画書の写し	珠洲市産業振興課
本郷第2地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	〃	輪島市門前 総合支所 地域整備課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和4年1月17日から同年2月15日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
新宮ダム地区	県営震災対策農業 施設整備事業	県営緊急耐震工事 計画書の写し	宝達志水町 農林水産課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和4年1月17日から同年2月15日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	別 宮 地 区	換地計画書の写し	石川県石川農林総合事務所 土地改良部計画課
〃	瀬 戸 地 区	〃	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、能登町長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航 空 写 真 撮 影)	令和3年5月19日から 同年9月30日まで	石川県能登町全域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
鳳珠郡能登町字松波イ字10番3、11番3、12番3、13番1、13番2、14番1、14番3、15番1、15番3、15番4、16番1、16番3、26番1、26番3、26番5、27番1、27番6、34番1、34番2、36番1から36番3まで、37番1、37番2、38番1、38番2、39番、40番、農道及び水路の無籍地の一部	緑地 鳳珠郡能登町字松波イ字14番3、15番3、15番4、16番3、36番2、36番3、37番2、38番2 水路 鳳珠郡能登町字松波イ字13番1地 先農道及び水路の無籍地の一部	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社

## 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第102号から第105号までの公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年1月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第102号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、参議院石川県選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和3年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第103号

石川県の区域において参議院石川県選出議員補欠選挙が行われることとなったため、令和3年12月29日から当該選挙の期日までの間、公職選挙法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができなくなる。

令和3年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第104号

石川県の区域において参議院石川県選出議員補欠選挙が行われることとなったため、令和4年1月24日から当該選挙の期日までの間、公職選挙法第199条の5の規定により、寄附をすることができなくなる。

令和3年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第105号

石川県の区域において参議院石川県選出議員補欠選挙が行われることとなったため、令和4年2月23日から当



該選挙の期日までの間、石川県の区域内においては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づく全ての直接請求のための署名を求めることができなくなる。

令和3年12月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 監 査 委 員

### 定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年1月14日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

#### 記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
金沢二水高等学校	令和3年12月20日	令和2年10月1日～ 令和3年9月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢教育事務所	〃	令和2年11月1日～ 令和3年9月末日	〃
七尾警察署	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
消防学校	〃	令和2年11月1日～ 令和3年9月末日	〃
大阪事務所	令和3年12月22日	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	〃
能楽堂	令和3年12月23日	令和2年11月1日～ 令和3年9月末日	〃
金沢産業技術専門校	〃	〃	〃

## 財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年1月14日

石川県監査委員 徳 野 光 春  
同 盛 本 芳 久  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

## 記

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

## 3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
株式会社アイ・イー・パートナーズ	令和3年12月20日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
エコ・チーム犀川	〃	〃
北鉄能登バス株式会社	〃	〃
社会福祉法人 石川県視覚障害者協会	令和3年12月22日	〃
石川県職業能力開発協会	〃	〃
公益社団法人 石川県畜産協会	〃	〃
本多の森ホール運営委員会	令和3年12月23日	〃
植宗・吉村グループ	〃	〃
特定医療法人 扇翔会	〃	〃
T & A 有限責任事業組合	〃	〃
北陸鉄道株式会社	〃	〃

## 監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年1月14日

石川県監査委員 徳 野 光 春  
同 盛 本 芳 久  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

(別紙)

総看第330-1号  
令和3年12月8日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年11月29日付け石監査第532-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
授業料の収入事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	総合看護専門学校	令和2年4月開始の日本学生支援機構の給付型奨学金受給者に対する授業料減免制度について、理解不十分により未納または還付が生じたことから、今後は、担当者任せとせず、担当以外の職員も徹底して理解に努め、複数職員によるチェック体制を強化することとしました。 今後、このようなことが発生しないよう十分注意し、適正な会計事務の執行に努めてまいります。

医特学第1550号  
令和3年12月7日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和3年11月29日付け石監査第532-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	医王特別支援学校	指摘のありました事項につきましては、今後このようなことがないように、関係法令の習得に努めるなど指導の強化を図り、適正かつ迅速な登記事務に万全を期するよう徹底しました。

南畜第843号  
令和3年12月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年11月29日付け石監査第532-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
消防用設備の不良箇所が長期間修繕されていなかった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	南部家畜保健衛生所	ウイルス検査室内の改修工事に伴い、火災報知器が長期間未設置となったことについては、今後、建物の室内改修工事を行う際には、工事の設計価格の積算項目について、消防法の専門知識を有する営繕課に確認をしたうえで実施することとしました。 今後、このようなことがないように十分注意し、適正な事務の執行に努めます。

---

**正 誤**

---

令和4年1月4日発行の石川県公報第13470号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
1	県営土地改良事業計画 の決定及び縦覧公告	宇土野溜池区	宇土野溜池地区